

## おらほの納税教室

### 国民健康保険税の納付方法

納付方法は、特別徴収（年金からの天引き）と普通徴収（納付書での納付または口座振替での納付）があります。

#### 特別徴収

（年金からの天引き）

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
1期	2期	3期	4期	5期	6期

仮徴収：平成29年2月に年金から天引きされた額と同額を年金から天引きします。

本徴収：確定した平成29年度の年税額から仮徴収分を差し引き、3回に分けた額を年金から天引きします。

#### 【特別徴収の対象となる人】

次の要件をすべて満たす人は、原則として国保税が年金からの天引きとなります。

- 世帯主を含む国保加入者全員が65歳以上75歳未満の世帯
- 特別徴収対象の年金受給額が年額18万円以上
- 世帯主の納付する国保税と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下

#### 普通徴収

（納付書での納付または口座振替）

暫定賦課			本算定賦課									
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
1期	-	-	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	-	

暫定賦課：平成29年度の所得が確定するまで平成28年度の年税額をもとに計算されます。

本算定賦課：確定した平成29年度の年税額から暫定賦課分を差し引き、8回に分けた額を納めます。

#### 【納税は口座振替が便利です。】

普通徴収の人が口座振替を利用すると、納期月の25日に、指定口座からの自動引き落としにより納税されます。

口座振替を希望する人は、納税通知書、預金通帳と通帳の届出印を持って、預金通帳の金融機関で申し込みください。

### 年度途中の国民健康保険加入・喪失

国保資格の取得・喪失（国保資格異動）があった場合は、国保資格異動があった日から14日以内に町に届け出をしてください。

国保資格異動があった場合は、その年度内の国保加入月数に応じて、年税額を月割で計算します。この場合の各納期の税額は、「月割計算した年税額」を、「国保資格異動の届け出があった翌月（4月～6月の届け出の場合は、7月）以降の納期の数」で除した額になります。

したがって、加入の届け出が遅れるほど1期当たりの税額が高額になり、喪失の届け出が遅れると国保税が本来よりも高くなります。

※ 月割計算の性質上「国保に加入している月」と「国保税の納期」とは必ずしも一致しませんので、注意してください。

町民税務課税務係 ☎46-1372

## 7月14日に国民健康保険税の納税通知書を発送します



納付書で納める人は、納税通知書と合わせて、1年分（2期～9期）の納付書が送付されます。大切に保管し、納期内に忘れずに納めましょう！

国民健康保険税（国保税）は、国民健康保険（国保）の事業に充てる財源とするため、国保加入世帯に対して課されます。

### 国民健康保険税の納税義務者

国保税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が社会保険など、他の医療保険に加入している場合でも、その世帯内に国民健康保険の加入者がいる場合には、世帯主が納税義務者になります。

### 国民健康保険税の計算方法

国保税は、医療分、後期高齢者支援金分、介護分の合計額となります。

種別	計算の基礎	税率など		
		医療分	後期高齢者支援金分	※介護分
所得割	{今年度の総所得金額-33万円}×税率	7.5%	2.3%	2.2%
資産割	今年度の固定資産税額(土地・家屋)×税率	32.0%	9.0%	-
均等割	加入者1人につき	22,000円	6,000円	13,000円
平等割	1世帯につき	28,000円	8,000円	-
課税限度額	1世帯の最高限度額(89万円)	540,000円	190,000円	160,000円

※ 介護分は、40～64歳の人のみ加算されます。

### 所得に応じた軽減

所得の低い世帯の負担を少なくするため、次の基準に該当する場合、国保税の均等割と平等割が軽減割合に応じて減額されます。

軽減割合	軽減判定基準
7割	前年中の総所得金額などが33万円以下の場合
5割	前年中の総所得金額などが33万円+(27万円×国保加入者の人数)以下の場合
2割	前年中の総所得金額などが33万円+(49万円×国保加入者の人数)以下の場合

※ 前年中の総所得金額などは、世帯主と国保加入者の合計額です。住民税の申告をしていないと軽減が受けられないので、忘れずに申告してください。